

岩手県立種市高等学校いじめ防止基本方針（改訂版）

岩手県立種市高等学校

種高生一人ひとりが生き生きとして、「キラリと光る」学校生活を送ることができるよう教育活動を推進するために、平成26年8月に「岩手県立種市高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

（2）本校のいじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。情報モラル教育を進めることも、今後の重要課題の一つである。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

2 いじめ防止等のための取組

（1）いじめ防止等の対策のための組織

ア いじめ防止対策委員会

本委員会は、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員として、校長の指示を受けながら横断的な視点で事案に対応する。また、状況によっては、スクールソーシャルワーカー等外部の専門家にも協力を依頼する。副校長は必要に応じて本委員会を開催する。（下図参照）

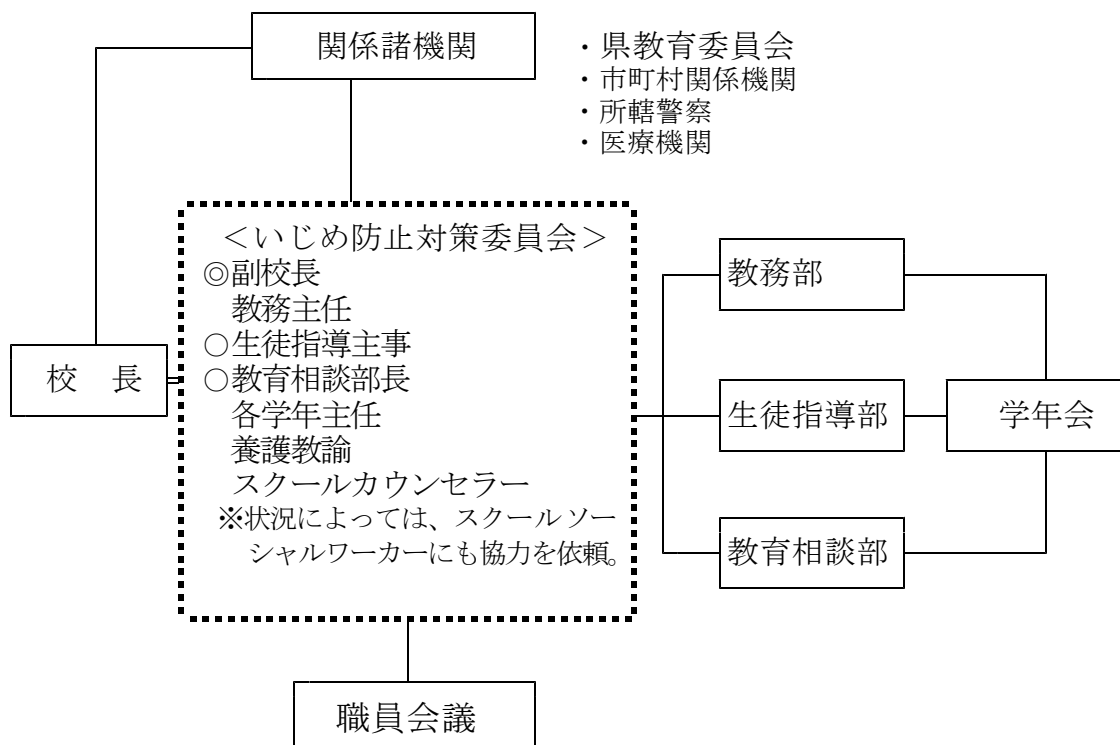
活動内容

- ・ いじめ防止の取組内容の検討・実行・検証・改善、年間指導計画の作成
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・報告
- ・ いじめの疑いも含めた事案の記録整理

イ 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

いじめ防止委員会に関わる指導体制組織図



(2) いじめの未然防止

本校教職員は、いじめ未然防止のために次のような取組を積極的に行う。

ア 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう親身になって配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、諸活動を通して生徒が互いのことを認め合い、心のつながりを感じ得る「絆づくり」に取り組む。

イ 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

エ いじめを絶対に許さない姿勢を学校が生徒に示し、いじめについて全職員が職員会議や校内研修会を通して共通理解を図り組織的に対応する。

オ すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

カ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

- ・ 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載。
- ・ 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取組。
- ・ いじめ防止標語・ポスターの作成。
- ・ 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加。

キ インターネット等で発生するいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるよう関係機関に協力を求め、「情報モラル研修会」開催等必要な啓発活動を行う。

(3) いじめの早期発見

- ア 生徒を対象とした「いじめアンケート調査」 年4回（6・9・11・2月）
- イ 個人面談等を通じた学級担任等による聞き取り（アンケート実施後及び随時）
- ウ 相談・通報があった場合
いじめ防止対策委員会を通じて情報の収集・共有及び組織的な対応にあたる。
- エ 教育相談体制の整備
 - ・学校カウンセラーの活用
 - ・特別支援エリアコーディネーターの活用
 - ・心理検査（i-check等）を活用し、生徒の実態把握に努める。
- オ いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の理解及び資質向上を図る。

(4) いじめの相談窓口

校内の窓口（生徒及び保護者）

- 日常のいじめ相談・・・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラー・・・・・・・・・・教育相談主任・養護教諭が窓口
（2名のカウンセラー、各月1～2回来校、来校日は「月間行事予定」等に掲載）

岩手県の窓口（生徒及び保護者）

- ふれあい電話（教育センター）・・・・・・・・ 0198 - 27 - 2331
- 24時間子供SOSダイヤル（県教委）・・・・・・・・ 0120 - 0 - 78310（24時間対応）

※ 地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・副校長が対応

学校電話番号 0194-65-2147（職員室）・2145（事務室）

ファックス番号 0194-65-5654

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ア 全教職員は、いじめを絶対に許さないという姿勢のもと、いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、その場ですぐにやめさせるとともに職員間で情報共有しながら速やかに組織的な対応をする。
- イ 相談・通報を受け、いじめの事実が確認された場合は、生徒指導部・学年会が中心となり、いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたり、再犯防止に努める。
- ウ 教育相談部・学年会は、いじめの被害生徒が安心して学習するために必要があると認められる場合は、保護者及び関係機関と連携を図りながら別室登校等の措置を講じる。
- エ 教職員は、いじめの「傍観者」についてはいじめを知らせる勇気を持つことと、「はやしたて」・「同調」等の場合はいじめ加担行為であることを理解させ指導する。

オ いじめ当事者間の争いを生じさせないため、いじめ指導にはいじめ防止対策委員会が関係保護者と情報を共有して対応する。

カ 校長は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒（退学・停学等）を加える。

キ 校長は、犯罪行為として取り扱われる事案の場合は、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

(2) ネット上（特にスマートフォンによるライン）のいじめ対応について

ネット上のいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどであり、これらは犯罪行為である。

ア インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、校長は教育委員会と連携し被害の拡大を避けるための方策をとるものとする。

イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条】

(2) 重大事態の報告

ア 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（教育委員会）に報告する。

イ 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

エ 調査結果を学校の設置者に報告する。

オ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

※関係者の個人情報に配慮する

カ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

キ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。
- ・有識者等（第三者）の参加を図り公平性・中立性を確保した調査機関（第三者委員会）の設置

4 その他

(1) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

「いじめの未然防止・早期発見にかかわる取組に関すること」

(2) この規程は、平成26年 9月 1日から運用する。

(3) この改定は、平成28年 8月24日から施行する。